

## 任意継続保険加入を希望される方へ

退職などにより被保険者の資格を失った場合も、下記の条件を満たした場合は希望により任意継続被保険者として、当健康保険組合の被保険者となることが可能です。

条 件	①退職日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
手 続 き	①「任意継続被保険者資格取得申請書」を退職後20日以内に当健保組合へ提出 ②被扶養者がいる場合は、「被扶養者異動届」を当健保組合へ提出
資格取得日	①退職日の翌日（事業所喪失日）が、任意継続被保険者資格取得日となります
加 入 期 間	<b>2年間</b>
保 険 料	①退職時の標準報酬月額を適用 ②事業主負担がなくなり、全額個人負担です ③任意継続被保険者になった月から納付します ④資格取得月の保険料は月納のみ（前納は前月に納入するため）
納 付 方 法	※毎月払い ……該当月の10日（10日が金融機関休業日の場合は翌営業日）までに納付。 毎月払いの場合のみ、希望者においては資格取得月翌月より保険料の指定口座からの引き落としによる納付が可能。 ※初月・2ヶ月目の保険料は当健保指定口座へのお振込みとなります。  ※前納払い ……半年分毎または1年分をまとめて納付する事により割引が適用 （任意継続資格取得月により割引率が異なる）
保 険 証 交 付	①申請書が届き、受理され次第交付（有効期限2年間） ※記号が変更になります。
資 格 喪 失	①任意継続被保険者となった日から2年の期間を満了したとき ②再就職をして他の健康保険組合等の被保険者となったとき（就職先の取得日） ③保険料を納付期日までに納めなかったとき （当月の11日。ただし10日が金融機関休業日の時は、指定の納付期限日の翌日になります） ④被保険者が死亡したとき（死亡日の翌日） ⑤75歳（65歳以上の障害認定者）になり後期高齢者医療制度に加入したとき ⑥資格喪失を希望する申出書を提出して、健保組合が受理したとき （喪失日は、申し出が受理された日の属する月の翌月1日）
そ の 他	①保険給付 在職中と同様（但し任継加入後に発生した傷病手当金・出産手当金除く） ②宿泊補助金 在職中と同様 ③各種健康診断については、健康保険組合の補助がある場合もございますので お問い合わせください。